

※※第 号			
※経 由 町 村 名		※市 区 町 村 受 付 年 月 日	平 成 年 月 日
※町 村 提 出	平 成 年 月 日 号	※町 村 再 提 出	平 成 年 月 日 号
児童扶養手当住所（転出・転入）・支払金融機関変更届			
(ふりがな) 氏 名	-----	証 書 番 号	第 号
住 所	変更前		
	変更後		
金 融 機 関	変更前		
	変更後		
転出予定日 転 入 日	平 成 年 月 日		
上記のとおり、児童扶養手当住所・支払金融機関変更について届け出ます。 平成 年 月 日 都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長） 殿 <div style="text-align: right;">氏名 印</div>			

- ◎ ※の欄は記入する必要がありません。
- ◎ 転出時の届出の場合は「転出」を、転入時の届出の場合は「転入」を○で囲んで下さい。
- ◎ 転入時の届出の場合は、証書番号を記入する必要がありません。
- ◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

X. 証書再交付の申請及び証書亡失の届出

[規則第9・10条]

受給者は、証書を破り又は汚したときは、その証書を添え証書の再交付の申請を行う。また、証書を失ったときは、証書亡失の届出を行い、届出後、失った証書を発見したときは、これを返納する。

1 証書再交付の申請及び証書亡失の届出の処理について[準則]

証書の再交付の申請書又は証書亡失届（様式第8号）（以下「証書亡失届等」という。）の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、証書亡失届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 証書亡失届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、証書亡失届等を受給資格者に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 当該受給資格者が返付された証書亡失届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付（再提出）欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 証書亡失届等の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び証書亡失届等の受付年月日に受理年月日を記入するとともに、その内容を審査すること。
- (5) 証書亡失届の場合は、番号簿、受給資格者台帳及び台帳索引票の証書の番号の欄に「第 号の2」のごとき枝番号を追記すること。
- (6) 当該受給資格者につき、新たな証書を作成し、証書再交付申請書に添えられた証書を廃棄すること。
- (7) 証書を受給資格者に交付し、受給資格者台帳の証書欄に証書交付年月日を記入すること。
- (8) 番号簿の備考欄に再交付年月日を記入すること。
- (9) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

※※第 号			
※経 由 町 村 名		※市区町村 受付年月日	平成 年 月 日
※町 村 提 出	平成 年 月 日 第 号	※町 村 再 提 出	平成 年 月 日 第 号
児童扶養手当証書再交付申請書			
(ふりがな) 氏 名	-----	証 書 番 号	第 号
上記のとおり、児童扶養手当証書再交付について届け出ます。			
平成 年 月 日			
都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長） 殿			
		氏名	印

◎ ※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

XI. 受給資格喪失の届出及び死亡の届出

[規則第11・12条]

受給資格者は、法第4条の支給要件に該当しなくなったときは、資格喪失の届出を行う。

また、受給資格者が死亡したときは、戸籍法の規定による死亡の届出義務者は、14日以内に、死亡の届出を行う。

(参 考)

戸籍法第87条（届出義務者）

下記の者は、その順序に従って、死亡の届出をしなければならない。但し、順序にかかわらず届出をすることができる。

第1 同居の親族

第2 その他の同居者

第3 家主、地主又は家屋若しくは土地の管理人

②死亡の届出は、同居の親族以外の親族も、これを行うことができる。

(注意事項)

○手当に係る受給資格喪失時点について [昭和60年児企第34号]

手当に係る受給資格喪失については、受給者からの受給資格喪失届等により確認することとされているが、受給資格喪失時点については、受給資格喪失事由に係る戸籍、住民票等の関係公簿による確認等により、その正確な把握に努められたい。

○18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の取扱い等について [平成8年児家第10号]

・資格喪失及び手当額改定の事務処理

18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の受給資格者から、資格喪失届または手当額改定届の提出がなくとも、公簿等によりその事由が明らか場合には、職権に基づいて資格喪失及び手当額改定の事務処理を行うことができる。

なお、職権に基づいて資格喪失及び手当額改定の通知を行う場合は、施行規則第4条の2の規定による障害の状態の届出について附記し、該当する場合は一定の期間内に速やかに関係書類を提出するよう指導し、当該届出があり、当該児童が法令で定める程度の障害の状態にある場合には、引き続き手当の支給を行う。

・現況届未提出者に対する督促等

18歳に達する日以後の最初の3月31日が終了する児童の受給資格者のうち、現況届を提出していない者で、公簿等により明らかに法第4条の支給要件を充足していないことが確認された者については、法第29条の規定に基づき一定の期間を定め現況届の提出を命令するとともに、その期間内に現況届の提出がない場合には法第14条の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととし、職権により資格喪失の処理を行うことができる。

また、公簿等により法第4条の支給要件を充足しているか否か確認できない者については、法第29条の規定に基づき一定の期間を定め現況届及び法第4条の支給要件を充足していたことを明らかにすることができる書類の提出を命令するとともに、その期間内に現況届等の提出がない場合には法第14条の規定に基づき手当の全部又は一部を支給しないこととし、職権により資格喪失又は手当額改定の処理を行うことができる。

- 1 受給資格者死亡の届出に必要な書類
受給資格者の死亡を証する書類。

- 2 資格喪失届及び受給資格者の死亡の届書の処理について[準則]

資格喪失届(規則様式第9号)又は受給資格者の死亡の届書(以下「資格喪失届等」という。)の提出を受けたときは、おおむね、次によって処理するものとする。

- (1) 受付処理簿の件名(氏名)欄及び受付(再提出)欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、資格喪失届等の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 資格喪失届等の記載に容易に補正することができない程度の誤りがあるときは、資格喪失届等を受給資格者等に返付し、受付処理簿の返付欄に返付年月日及び返付事由を記入すること。
- (3) 受給資格者等が返付された資格喪失届等を補正して再提出したときは、受付処理簿の受付(再提出)欄に再提出受付年月日を記入すること。
- (4) 資格喪失届等の記載及びその添付書類等に不備がないときは、受付処理簿の受理欄及び資格喪失届等の受付年月日に受理年月日を記入するとともに、その内容を審査すること。

なお、届出に係る事実を確認するため、特に必要があると認められるときは、法第29条の規定による調査を行い、又は、法第30条に規定する措置をとること。

- (5) 番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線(朱書)を付すること。

- (6) 受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。
- (7) 当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引簿から除去すること。
- (8) 資格喪失届等に添えられた証書を破棄すること。
- (9) 当該受給資格者につき、資格喪失通知書(様式第15号)を交付すること。
- (10) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。ただし、全部支給停止者であった者については、上記の(8)の手続は行わないこと。
- (11) 職権に基づいて受給資格が消滅したものと決定したときは、おおむね、次の手続をとるものとすること。
 - (ア) 番号簿の当該備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、当該部分の全体に斜線(朱書)を付すること。
 - (イ) 受給資格者台帳の受給資格喪失欄に当該所定事項を記入し、これを支給廃止簿に編入すること。
 - (ウ) 当該台帳索引票の備考欄に受給資格喪失の旨を記入し、これを台帳索引票から除去すること。

※※第 号			
※経 由 町 村 名		※市区町村 受付年月日	平成 年 月 日
※町 村 提 出	平成 年 月 日 第 号	※町 村 再 提 出	平成 年 月 日 第 号
児童扶養手当受給資格者死亡届			
(ふりがな) 氏 名	-----	証 書 番 号	第 号
死亡年月日	平成 年 月 日		
上記のとおり、届け出ます。			
平成 年 月 日			
都道府県知事（福祉事務所長） 市町村長（福祉事務所長） 殿			
		氏名	印

◎ ※の欄は記入する必要がありません。

◎ 字は楷書ではっきりと書いてください。記名押印に代えて署名することができます。

XII. 添付書類の省略

[規則第26条]

戸籍謄本又は戸籍抄本（以下「戸籍謄（抄）本」という。）や住民票に記載される内容を確認することができる場合には、認定請求書、手当額改定請求書、現況届、氏名変更届及び住所変更届（以下「請求書等」という。）にこれらの書類の添付を省略させることができる。

なお、認定請求書及び手当額改定請求書（以下「認定請求書等」という。）については、戸籍謄（抄）本、住民票のどちらかの書類の記載内容を認定請求書等を受理する前に確認することができる場合に限り、両方の書類の添付を省略させることができる。

○ 児童扶養手当の認定等に関する事務の移譲等に伴う児童扶養手当の事務取扱いについて（平成14年雇児掲発第0730001号 家庭福祉課長通知）

・添付書類の省略の事務手続き

支給機関等	説 明
都道府県知事である場合	町村長において戸籍謄（抄）本や住民票の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票を添付することを省略させることができる。その際、町村長は請求書等に戸籍謄（抄）本又は住民票の記載内容を確認できた旨を記載する。
市長又は福祉事務所を管理する町村長である場合	戸籍謄（抄）本や住民票の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票を添付することを省略させることができる。
既認定者等の場合	市町村長が戸籍謄（抄）本又は住民票の記載内容を確認できる場合は、請求書等に戸籍謄（抄）本や住民票を添付することを省略させることができること。その際、市町村長は、請求書等に戸籍謄（抄）本又は住民票の記載内容を確認できた旨を記載する。

(注意事項)

- 戸籍謄(抄)本又は住民票を省略できる場合は、手当の支給機関が戸籍謄(抄)本又は住民票の記載内容を確認できる場合に限られており、例えば、本籍地や住所が異なる場合や受給資格者が転居した場合などにより手当の支給機関が記載内容を確認できない場合、従来どおり戸籍謄(抄)本や住民票の提出が必要である。
- 手当の支給機関が住民票を確認する場合は、受給資格者について確認するのみならず、省令第1条第1号等に規定されているとおり、受給者及び対象児童の属する世帯の全員について確認する必要があること。
- 後日、事実関係を確認する必要がある場合には、確認した戸籍謄(抄)本や住民票の記載内容については、請求書等の保存期間(認定請求書等については5年間。現況届については3年間。氏名変更届及び住所変更届については1年間。)中は、再度確認できるようにする。
なお、確認日、確認者の氏名、確認者の署名、捺印を記載しておくこと。
- 住民基本台帳ネットワークとの関係
添付書類の省略については、上記のとおりであるが、公簿の中には住民基本台帳ネットワークも含まれるものであり、都道府県知事が住民票の記載内容を確認する場合に限り、住民基本台帳ネットワークを活用することも可能である。市町村が住民基本台帳ネットワークを活用することはできない。(住民基本台帳法第39条の8)

第4章 その他留意事項

I. 所得

1. 所得による支給の制限 [法第9条から第11条]

受給資格者、孤児等の養育者、配偶者又は扶養義務者の前年（1月から6月までの間に請求する者は前々年）の所得が政令で定める額以上の場合、その年の8月から翌年の7月（1月から6月までに認定請求の者は、その年の7月）までの手当の全部又は一部を支給しない。

- ・法第9条 母、父又は養育者（孤児等の養育者を除く）の所得による支給制限
- ・法第9条の2 孤児等の養育者の所得による支給制限
- ・法第10条 母、父の配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限

(注意事項)

○受給資格者たる母に係る扶養義務者等の所得審査については、住民票上同一世帯にある者のほか、生計同一の実態が想定される扶養義務者等について、受給資格者との生計関係を十分調査し、受給資格者と当該扶養義務者等との生計同一関係が認められる場合には、当該扶養義務者等の所得状況の把握を図ること。[昭和60年児企第34号]

※受給資格者が父の場合も同様とする。

2. 所得制限の適用にあたっての留意点 [昭和36年児発第1356号]

(1) 受給資格者の扶養親族等でない児童

法第3条第1項の要件を満たす者であれば手当の支給対象児童でなくともこの対象となり、その数及び生計維持関係は前年又は前々年の12月31日において認定し、その後の異動にかかわらないこと。

(2) 受給資格者の配偶者及び扶養義務者

法第10条及び第11条に規定する法第4条の支給要件に該当する者の配偶者、扶養義務者の有無の状況については、その所得に関しては前年又は前々年のものによることになっているが、この場合は現在時点においてその状況を認定すること。

(3) 母又は父と生計を同じくする母又は父の扶養義務者

法第10条において母又は父と生計を同じくする母又は父の扶養義務者かどうかは、住民票その他の公簿等の同居の関係によって認定するが、この生計を同じくする者が2人以上ある場合においてもそれらの所得を合算せず、これらのうち、

少なくとも1人がこれに該当するかどうかで認定すること。

(4) 養育者の生計を維持するもの

法第11条において、養育者の生計を維持するものとは、直接又は間接に養育者の生計費のおおむね大半を負担している者のことをいうが、このような者が2人以上ある場合は最も多額の費用を負担している者を生計を維持しているものとする。

3. 孤児等の養育者 [法第9条、法第9条の2、令第2条の3、昭和60年児発第662号]

孤児等の養育者については、児童の監護養育責任を第一に負うべき父母が監護できる状態にない場合に父母に代わって児童を養育している者であること等から、他の養育者とは区別し、別の支給制限を設けることとしている。なお、所得の計算方法は、他と同様であること。

この支給の制限においては、一部支給停止は行わないこととし、また、全部支給停止となる所得の限度額は、扶養義務者に係るものと同様であること。

孤児等の範囲については、次のとおりである。

- (1) 父（母が児童を懐胎した当時事実婚の状態にあった者を含む。以下同じ。）が死亡し又は生死不明であつて、かつ、母がない児童（母が死亡し若しくは生死不明であるか又は戸籍上母がない児童をいう。）
- (2) 母が死亡し又は生死不明であつて、かつ、父がない児童（父が死亡し若しくは生死不明であるか又は明らかでない児童をいう。）
- (3) 父が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童であつて、母がないもの又は母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの
- (4) 母が婚姻（事実婚を含む。）によらないで懐胎した児童であつて、母が死亡したものの又は母の生死が明らかでないもの
- (5) いわゆる「棄児」（政令第1条の2第5号に該当する児童）
- (6) 父がない児童（父が死亡し若しくは生死不明であるか又は明らかでない児童をいう。）であつて、母が法令により引き続き1年以上拘禁されているもの

4. 低所得者の取扱い

市町村民税の申告をしていない者については、地方税の均等割非課税の場合であっても、児童扶養手当の一部支給の対象となる場合が生じることから、こうした場合には支給額を決定するため、受給資格者の源泉徴収票や事業主の所得証明書等所得の確認ができる書類を提出させることとし、所得を証明できる書類がない場合には、受給資格者に所得を申告させ、その額で所得を認定すること。

- 所得の申告義務があるにもかかわらず、市町村民税について税務部に申告していない場合（課税台帳で所得を確認できない場合）については、受給資格者に申告するよう求め、認定請求書や現況届に添付させることになる。
- 地方税法第317条の2第1項の規定により所得割の納税義務を負わないと認められる者のうち当該市町村の条例で定めるものについては、市町村民税の申告の義務がないが、このような者については、課税台帳等により所得を確認できる場合は、その額により所得等を認定することとし、それ以外の場合には、所得がないものとして取り扱われたい。
- 純損益又は雑損失が生じた場合、その損失金額を所得額から差し引くことになるが、課税台帳上の所得がマイナスとなっている場合には、所得がゼロではなく、マイナスの額を所得として認定する。

5. 養育費 [法第9条、令第2条の4、令第4条]

受給資格者が母である場合で、その監護する児童が父から支払を受けたその児童の養育に必要な経費の金額及び母がその監護する児童の父から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額のそれぞれ80%に相当する金額をそれぞれ所得に加算する。

受給資格者が父である場合で、監護し、かつ、これと生計を同じくする児童が母から支払を受けた児童の養育に必要な経費の金額及び父がその監護し、かつ、生計を同じくする児童の母から支払を受けた児童の養育に必要な経費の額の金額のそれぞれ80%に相当する金額をそれぞれ所得に加算する。

(1) 養育費の範囲

「養育費」に該当するには、次の要件をすべて満たしている必要があること。

ア、金品等の支払いの名義人が、受給資格者が母である場合には児童の父、受給資格者が父である場合には児童の母であること

イ、金品等の受取りの名義人が、受給資格者が母である場合には母若しくは児童、又は受給資格者が父である場合には父若しくは児童であること

ウ、父から母若しくは児童に、又は母から父若しくは児童に給付されたものが、金銭、有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）（以下「現金等」という。）であること

エ、父から母若しくは児童へ、母から父若しくは児童への現金等の給付が、手渡し（代理人を介した手渡しを含む。）、郵送、母、父名義又は児童名義の金融機関の口座への振込みであること

オ、給付の名目が「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」等、児童の養育に関係のある経費として支払われていること

したがって、次のようなものは「養育費」には含まれない。

(ア) 児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外から支払われたもの

(イ) 児童扶養手当を受給している父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外から支払われたもの

(ウ) 母、父又は児童以外の者が受け取っているもの

(エ) 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合

(オ) 支払方法が、母、父又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込によるもの

(カ) 「慰謝料」、「財産分与」として支払われるもの

(事 例)

○ 養育費に該当するもの

- ・ 父が母又は児童に、母が父又は児童に対して「住宅ローン、家賃の支払い、保育料等の支払いに充てるため」として現金を手渡しや母親、父親名義又は児童名義の口座に振り込んでいる場合
- ・ ギャンブルの払戻金や宝くじの当選金などの臨時収入を原資として支払った場合でも、養育費の要件を満たせば、養育費に該当する。
- ・ 父が父名義の口座のキャッシュカードを母に、母が母名義の口座のキャッシュカードを父に又は児童に預けている場合、養育費に関する取り決め書があれば、養育費として取り扱って差し支えない。

○ 養育費に該当しないもの

- ・ 父又は母が直接、銀行等の金融機関、貸し主、保育園等に支払っている場合
- ・ 父又は母の保育園への送り迎えは、金銭や有価証券の給付ではなく、労務の提供に当たるので、該当しない。
- ・ 「慰謝料」は、離婚に伴い発生した支払いであり、児童の養育のための経費ではないので該当しない。
- ・ 「食料品」、「衣類」、「ランドセル」、「机」、「ピアノ」、「パソコン」など児童のための物品を受け取った場合。
- ・ 住宅の所有名義が父であり、母が使用している場合は、住宅の譲渡や賃借料相当額の利益の供与などに該当するが、いずれの場合も、金銭や有価証券の給付ではない。
- ・ 母が監護している児童を父が自らの健康保険の被扶養者としている場合。
- ・ 父又は母が子のために学資保険に加入し、その保険料を支払っている場合。
- ・ 婚姻中、父が母から借金をして、離婚後、月々の借金の返済として父が母の口座に送金している場合。
- ・ 母が住んでいる借家の家賃を父が直接大家の銀行口座に振り込んでいる場合や父の口座から引き落とす場合。
- ・ 正式に離婚する前に別居状態が続いており、その間に養育費を受け取った場合には、養育費に該当しない。

○ その他

- ・ 母が父名義又は父が母名義の口座のキャッシュカード、通帳、印鑑を預かっている場合、父と母の生計等の諸状況を総合的に勘案し、①事実婚に該当しないか、②父又は母と生計を同じくしていないか、③母の配偶者に養育されていないかなど手当の支給要件により判断する。

(2)「養育費等に関する申告書」について

ア. 目的及び必要性

「養育費等に関する申告書」は、母又は父である請求者又は受給資格者が、前年に、監護している児童の父親である前夫（以下「前夫」という。以下同じ。）、又は監護し、かつこれと生計を同じくしている児童の母親である前妻（以下「前妻」という。以下同じ。）から養育費を受け取っている場合又は児童が受け取っている場合にはその額を申告するためであること。

当該申告書は、請求者又は受給資格者が母又は父である場合に認定請求書又は現況届の添付書類として提出を求めるものであり、養育者である場合には添付する必要はないが、請求者又は受給資格者が養育者と母又は父の両方の立場である場合には、添付する必要があること。

以上のように、原則として、母又は父である請求者又は受給資格者の全員が添付すべき書類であるが、前年の所得（養育費を除く。）から明らかに全部支給停止である場合や、明らかに前夫又は前妻から養育費を受け取る可能性のない場合、例えば、父の死亡により児童扶養手当の受給資格を取得した場合や未婚の母として児童扶養手当の受給資格を取得した場合（児童の父から認知を受けている場合を除く。）などには、提出を省略することができること。

ウ. 内容・様式について

別添で定める「養育費等に関する申告書」は、「養育費等に関する申告書」の雛型であり、養育費の額について申告できるものであれば、その内容・様式は各自治体の実情にあった内容・様式として差しつかえないこと。

エ. 「養育費等に関する申告書」についての説明等

「養育費等に関する申告書」を請求者又は受給資格者に交付し、記入を求めるときには、その趣旨・目的及び記入要領についても併せて交付又は説明すること。

(3) 養育費の認定

ア. 必要経費

児童扶養手当法上の所得を計算する際に、就業状況や家族の状況等を考慮して、給与所得控除や各種控除などを控除されていることから、受け取った金額の全額ではなく、養育費の取得に要する費用（弁護士費用、裁判費用など）を考慮し、受け取った養育費の額の2割を控除した額を児童扶養手当上の所得に算入することとなる。

この控除は一律に控除するものである。

所得の認定

養育費として所得に算入する額は、前年に受け取った額である。前年に多額の養育費を一括して受け取った場合でも、算入する額に上限はないので、その額の80%を所得に加算する。

$$\text{前年に受け取った額} \times 80\% = \text{所得に算入する額}$$

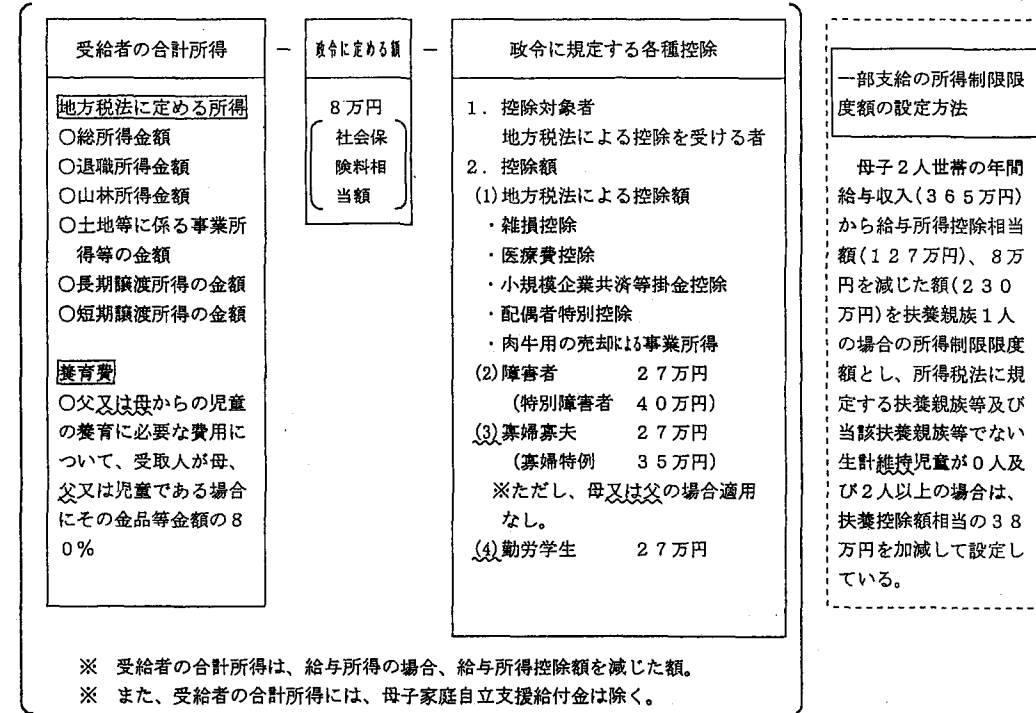
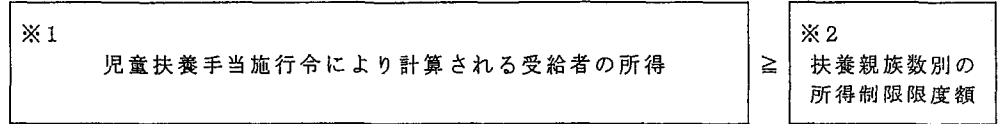
(1円未満は四捨五入)

(事例)

- 途中で養育費の額が変更されたり、取り決め通り支払われなかったり、調停中で養育費の額が確定していない場合には、実際に受け取った額を所得に算入し、途中で額が変更になった場合でも、その年に受け取った額を算入する。
- 父の違う児童を監護する場合には、それぞれの養育費を合算した額の80%を所得に算入する。
- 昨年2人の子について30万円ずつ計60万円の養育費を受け取ったが、今年の初めに1人の子は父の元に転出した場合、児童扶養手当における所得は前年の所得であるため、60万円が対象となる。この場合の所得制限限度額を適用する際の扶養親族等の数は2人、手当額は1人分となる。

6. 所得制限の仕組み

手当の所得による支給制限は、政令で定める計算により求められた受給者の所得(※1)が、受給者の扶養親族の数に応じて政令で定める所得制限限度額(※2)以上であるときに行われる。



※ 受給者の合計所得は、給与所得の場合、給与所得控除額を減じた額。
 ※ また、受給者の合計所得には、母子家庭自立支援給付金は除く。

(注) ○ 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額(所得ベース)は、次の額を加算した額とする。

- 1 本人の場合は、
 - ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
- 2 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき(当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき)6万円

平成22年度児童扶養手当所得制限限度額表

(単位：円)

扶養親族等の数	人				孤児等の養育者配偶扶養義務者	
	全部支給		一部支給		収入額	所得額
	収入額	所得額	収入額	所得額		
0	920,000	190,000	3,114,000	1,920,000	3,725,000	2,360,000
1	1,300,000	570,000	3,650,000	2,300,000	4,200,000	2,740,000
2	1,717,000	950,000	4,125,000	2,680,000	4,675,000	3,120,000
3	2,271,000	1,330,000	4,600,000	3,060,000	5,150,000	3,500,000
4	2,814,000	1,710,000	5,075,000	3,440,000	5,625,000	3,880,000
5	3,357,000	2,090,000	5,550,000	3,820,000	6,100,000	4,260,000

- (注) 1. 受給資格者の収入から給与所得控除等を控除し、養育費の8割相当額を加算した所得額と上表の額を比較して、全部支給、一部支給、支給停止のいずれかに決定する。
2. 所得税法に規定する老人控除対象配偶者、老人扶養親族又は特定扶養親族がある者についての限度額（所得ベース）は、上記の額に次の額を加算した額とする。
- (1) 本人の場合は、
- ①老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
 - ②特定扶養親族1人につき15万円
- (2) 孤児等の養育者、配偶者及び扶養義務者の場合は、老人扶養親族1人につき（当該老人扶養親族のほか扶養親族等がないときは、当該老人扶養親族のうち1人を除いた老人扶養親族1人につき）6万円
3. 政令上は所得額で規定されており、ここに掲げた収入額は、給与所得者を例として給与所得控除額等を加えて表示した額である。

Ⅱ. 支給期間及び支払期月

1. 支給期間〔法第7条第1項〕

児童扶養手当の支給は、受給資格者が法第6条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わること。

2. 支払期月〔法第7条第3項〕

児童扶養手当は、毎年4月、8月及び12月の3期に、それぞれ前月までの分を支払う（定時払い）。ただし、前支払期月に支払うべきであった手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその月分までの手当は、その支払期月でない月であっても支払うものとする（随時払い）。

・前支払期月に支払うべきであった手当

現実に支払期月がきているにもかかわらず、支払を受けないでいる場合の手当のことである。例えば、2月に請求して3月分の手当から支給を受けることとなっている場合、3月分の手当は4月の支払期月に支払われるのに支払を受けなかったときは、3月分の手当は次の8月期を待たずいつでも支払が受けられることになる。

・支給すべき事由が消滅した場合におけるその月分までの手当

例えば2月に児童を監護しなくなったため、母が支給を受けていた手当の支給事由が消滅した場合における4月期に支払うべきである手当つまり前年の12月から2月までの3か月分の手当のことである。この3か月分の手当は、本来なら4月に支払うこととなるが、4月の支払期月を待たず支払を受けることができるものとされている。

3. 支払開始期月の特例〔法第7条第2項〕

児童扶養手当は、原則として認定の請求をした日の属する月の翌月から支給され支給要件該当時にさかのぼらないのであるが、唯一の例外として災害等の理由で請求できなかったときは、災害等の理由により認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から支給される。

「災害その他やむを得ない理由」とは、震災、風水害等の自然災害はもちろん、火災などの災害のほか、急病、出産、死亡、交通事故等によって認定の請求ができない

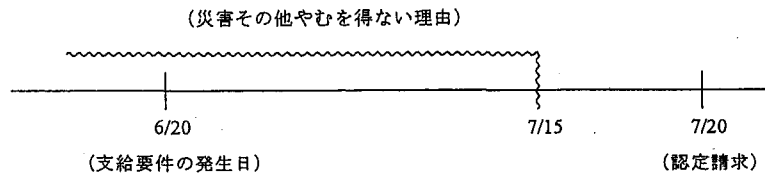
場合をいう。このような特別の事情で請求できなかったときは、その理由がやんだ後15日以内に請求しなければならないが、「理由がやんだ」というのは、台風が去ったとき、火災が鎮火したとき、あるいは病気が全快し床上げをしたときと解される

なお、「やむを得ない理由」とは、自然災害等で物理的にみて申請が不可能な場合に限定されるので、離婚の如く人為的な場合は、含まれないと解する。[昭和55年児企第29号]

また、「やむを得ない理由」は、受給者本人に係るものでなければならない。ただし、受給者本人以外の者、例えば支給対象児童等に係る災害等が、受給者本人に係る「やむを得ない理由」に該当する場合がありますが、その適用に当たっては、十分その間の事情を調査することが必要である。

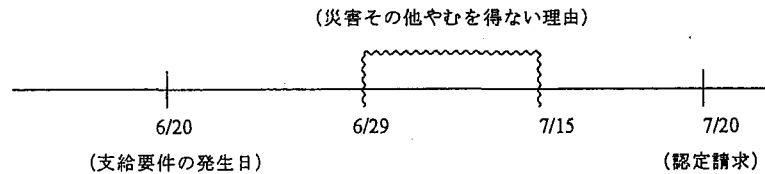
(参考)

[ケース1]



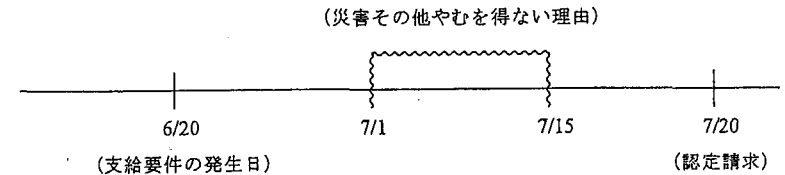
「やむを得ない理由」がやんだ後15日以内に認定請求を行っているので、手当は7月分から支給する。

[ケース2]



「やむを得ない理由」がやんだ後15日以内に認定請求を行っているので、手当は7月分から支給する。

[ケース3]



「やむを得ない理由」により認定の請求をすることができなくなった日は7月1日なので、手当は8月分から支給される。

4. 受給者が都道府県等の区域を超えて住所変更をした場合 [昭和60年児発第662号]

変更前の住所地の都道府県知事等は、変更後の住所地への転入年月日の属する月分までの手当を支給し、変更後の住所地の都道府県知事等は、転入年月日の属する月の翌月分から手当を支給するものであること。この場合、前者の手当については、変更後の都道府県知事等からの転入に関する通知を受けた後、失権の場合に準じて、随時払いの取り扱いを行うこと。また、後者の手当については、受給者からの届出により転入を確認した上支払うこととする。

5. 児童扶養手当支給停止関係届等による場合 [昭和60年児発第662号]

児童扶養手当支給停止関係届等により、新たに手当の全部若しくは一部の支給を停止し、又は手当の支給停止を解除することとしたときは、異動の発生した月の翌月から当該措置をとること。

6. 支払の開始期日

手当の支払期日を定めるに当たっては、既認定者等との均衡を考慮して、既認定者等についての支払期日(支払期月の11日(その日が日曜日若しくは土曜日又は休日(以下「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日)[児童扶養手当及び特別児童扶養手当の支給に関する規則第3条])と著しい間隔が生じないように配慮されたい。[昭和60年児発第662号]

Ⅲ. 支給制限の災害特例

[法第12条]

法第12条は、児童扶養手当の支給を受けることができる母、父又は養育者本人、その配偶者及び扶養義務者の所得による支給制限についての災害特例に関する規定である。すなわち、所得制限は、前年と同様の所得がその年も引き続きあるだろうという推定にたって技術的見地から前年の所得によって行われるが、その年に災害があったため財産に損害を受けたときは、通常所得の減少をもたらし、前述の推定は成り立たなくなるので、特例的に前年の所得による支給制限を解除し、後日災害を受けた年に所定以上の所得があったことが判明したときは、解除によって支給された手当を返還することとしたものである。

1. 対象となる災害

災害特例の対象となる災害は、災害救助法が適用されるような大災害にかぎらず災害一般をいい、例えば野中の一軒家が火災によって焼失した場合も含まれる。「その他これらに類する災害」とは、例えば津波、落雷等の非常災害を指し、冷害、干害、獣害、虫害などのような災害あるいは倒産などのような人為的災害は含まない。

2. 災害特例の対象者

本人所得制限の場合における母、父又は養育者、配偶者所得制限における配偶者、扶養義務者所得制限における扶養義務者及びこれらの者の扶養親族で、所有する財産についてその価格のおおむね2分の1以上の損害を受けた者。

3. 被災財産の種類

- ・住宅、家財 [法第12条]
- ・主たる生業の維持に供する田畑、宅地、家屋 [令第5条]
- ・機械、器具その他事業の用に供する固定資産（鉱業権、漁業権その他の無形減価償却資産を除く。） [昭和36年厚生省告示第402号]

4. 被災金額について

被災金額は、火災保険金や第三者行為に基づく損害賠償金あるいは農業共済による給付金等により補充された金額を除いて価格のおおむね2分の1以上でなければならない。この場合被害金額が2分の1以上であるかどうかは、住宅、家財等の財産を総額について認定するのではなく、各財産の種別ごとに認定し、いずれか一つの種類の

財産について被害金額がその全体の価格のおおむね2分の1以上であれば、たとえ他の種類の財産が無傷であっても被災者に該当する。

5. 所得制限が行われない期間

災害特例の対象となる期間は、損害を受けた月から翌年の7月までである。最長19か月（1月に災害を受けたとき）、最短8か月（12月に災害を受けたとき）である。

6. 所得制限の適用

受給資格者である母又は父自身が被災者であるときは、受給資格者である母又は父自身の所得による支給制限は行われないが、その母又は父に配偶者又は扶養義務者がおり、これらの者が所得制限に該当するときは支給されない。

7. 手当の返還について

災害特例の適用を受けた場合において、被災者が損害を受けた年に所定以上の所得を有していることが翌年になってわかったときは、災害特例の対象となった期間の手当で既に支給を受けていたものの全部又は一部を都道府県等に返還することとなる。

8. 返還額の基準 [令第9条]

手当額の返還は、災害が生じなかったとした場合に、前年（又は前々年）の所得に照らして、いくら支給を受けていたかを計算して、その額を超過して支給を受けた額を返還することとなる。

IV. 未支払の手当

[法第16条]

未支払の手当は、死亡した者に支払うべき手当で、まだその者に支払われていなかったもの（死亡当時受給資格があった場合は、死亡した日の属する月までの分）であり、死亡当時当該手当につき支払期月が到来していたかどうかにかかわらずのものである。
[昭和37年児発第574号]

1. 支払い時期 [昭和36年児発第1356号]

法第16条は、手当の受給者の死亡した場合の規定であるが、この場合には、法第7条第3項ただし書の規定により、その死亡した日の属する月までの分の手当は、その支払期月でない月であっても支払うものであること。

2. 未支払の手当の請求者 [昭和37年児発第574号]

未支払の手当の請求者は、当該手当につき支給の対象とされていた者であること。
なお、かかる児童が2人以上ある場合は、1人が全員を代表して請求するものであるが、そのうちの最も年長の者が請求を行うよう指導すること。
未支払の手当の請求者が幼少等のため意思能力がない場合は、その保護者は未支払児童扶養手当請求書の備考欄に記名押印し、当該保護者が手当の指定受取人となること。

3. 未支払児童扶養手当請求書（規則様式第十号、以下「未支払手当請求書」という。）の提出を受けたときは、概ね、次の手続をとるものとする。

- (1) 受付処理簿の件名（氏名）欄及び受付（再提出）欄に件名、氏名及び受付年月日を記入し、未支払手当請求書の記載に不備がないかどうか検討すること。
- (2) 未支払手当請求書の記載に不備がないときは、受付処理簿の受理欄に受理年月日を記入すること。
- (3) 支給廃止簿に編入されている受給資格者台帳の記号及び番号欄に「第 号の2」のごとき枝番号を追記すること。
- (4) 当該請求書につき、児童扶養手当支払通知書を作成すること。
- (5) 受付処理簿の処理経過欄に処理済年月日を記入すること。

V. 時効

○時効の解釈及び取り扱い等について [昭和47年児企第33号]

1. 各支払期月の受給権の時効

受給者は、法第7条第3項に規定する支払期月の支払日（以下「支払期日」という。）が到来することによって、手当の支払いを受けることができることとなるが、受給権を行使しない期間が2年間継続した場合においては、各支払期月の受給権（支分権）が時効により消滅する。

この場合の時効の起算日は、支払期日であり、時効が完成するのは、2年後の支払期日の前日が経過した時点である。

2. 現況届未提出者の取り扱い

(1) 現況届未提出者の時効について

現況届未提出者（以下「未提出者」という。）は、毎年12月の支払期日が経過した時点で2年前からの未提出者についてその受給権（基本権）の時効が完成することとなるので、そのつど職権により受給資格喪失の処理を行う。

なお、この場合の資格喪失日は、12月の支払期日であること。

(2) 未提出者の権利をできる限り保全するため、次の事項に十分留意し、必要な事務処理を確実に行うこと。

ア. 未提出者については、その名簿を作成し、かつ、それに基づいて未提出者の追跡調査を行うことにより、できうるかぎりその把握に努めること。

なお、明らかに支給要件に該当しないことを確認したときは、職権により資格喪失の処理を行うこと。

イ. 現況届の提出期限である8月31日までに現況届の提出がない者に対しては、別紙様式1による督促を未提出者に対し行うこと。

なお、督促は郵送に代えて電話により行っても差し支えない。

ウ. 現況届未提出により時効が完成し資格喪失した場合、旧法第6条第2項の規定により、手当の支給要件に該当するに至った日から起算して5年を経過し改めて認定請求することができないことも想定されることから、時効が完成する前に別紙様式2による命令書を未提出者に配達証明により郵送すること。

なお、住所不明等により、未提出者に当該命令書等が到達しない場合には、民法第98条の2に規定に基づく公示送達の方法をとること。

(3) その他の留意事項

受給資格者に対しては、できうるかぎり現況届の提出を励行するよう指導するとともに事務処理上もそれに応じた体制をととのえ、未提出者についていやすくも、安易に時効による受給資格の消滅を待つことのないよう努められたい。

(別紙様式1)

児童扶養手当現況届未提出のおしらせ

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは、平成 年度の児童扶養手当現況届を提出していませんので、速やかに市町村窓口へ提出して下さい。

なお 年 月 日までに上記の現況届を提出しなかった場合には、平成〇年12月期以降の児童扶養手当の支払を一時差しとめされますので御了知ください。

平成 年 月 日

都道府県又は市町村担当部局

(別紙様式2)

児童扶養手当現況届提出命令書

○ ○ ○ ○ 殿

あなたは、平成 年度の児童扶養手当現況届を提出していませんので、平成 年 月 日までに提出するよう児童扶養手当法第29条第1項の規定に基づいて命令します。

なお、平成 年12月 日までに平成 年度の児童扶養手当現況届を提出しなかった場合には、児童扶養手当法第22条の規定に基づいて平成 年12月期分の手当から支給を受ける権利が時効によって消滅し、又、受給資格が喪失されますので御了知下さい。

平成 年 月 日

都道府県知事 (福祉事務所長)

市町村長 (福祉事務所長)

VI. 外国人

1. 受給資格

児童扶養手当の適用対象となる「日本国内に住所を有する」外国人は次の(1)及び(2)に該当する者

(1) 外国人登録法(昭和27年法律第125号)第2条第1項に規定する外国人であって、同法に基づく登録を行っているもの。

(2) 次に掲げる者でないこと。

ア 在留資格が出入国管理及び難民認定法別表第1の3の短期滞在に該当する者(本邦に短期間滞在して行う観光、保養、スポーツ、親族の訪問、見学、講習又は会合への参加、業務連絡その他これらに類似する活動)。

イ 在留資格が出入国管理及び難民認定法別表第1の2の興行に該当する者(演劇、演芸、演奏、スポーツ等の興行に係る活動又はその他の芸能活動(別表第1の投資・経営の活動を除く。))。

ウ ア及びイ以外の者で、在留期間が短く、生活の本拠が日本国内にあるとは認め難い者。

(参考)

出入国管理及び難民認定法第4条は平成元年に削除されている。

なお、出入国管理及び難民認定法第18条の2の規定による一時庇護のための上陸の許可を受けている者等についても、定住の意志、生活実態等を考慮して、(1)及び(2)に従い対処する。

2. 事務処理

(1) 一般的事項

外国人に係る事務処理については、(2)以下で述べる事項を除き、原則として日本人に対する取扱いに準じて行う。

(2) 受給資格の認定

外国人に係る受給資格の認定は、外国人登録法第4条に規定する外国人登録原票に記載されている居住地の都道府県知事等が行う。

(3) 認定請求書等の添付書類

・戸籍の謄本又は抄本、住民票の写しに代えて、外国人登録法の規定に基づく登録証明書の写し（市町村長が、原本と相違ない旨の証明をしたもの。）又は登録済証明書

・その他必要に応じ、本人の申立書、民生委員・児童委員の証明書等、受給資格等に係る事実を明らかにすることができる書類

(4) 認定請求書、手当証書、各種届書、台帳等の記載要領について

ア 氏名

本名により管理するが、証書以外の認定請求書、各種届書等で事務処理上通称名も管理することが適当な場合は、括弧書又は備考欄に通称名を記載させることができる。（氏名・通称名にフリガナを付すこと）

イ 生年月日

受給資格者等が記載するに当たっては、西暦等によって差し支えないが、台帳等の生年月日欄は、元号により記載する。

ウ 外国人表示

外国人の受給者については、台帳等の様式の欄外に の朱印を押印し、外国人の受給者に係る分を分類整理すること。

(5) 外国人登録主管課等との連携強化について

市（区）町村においては例えばあらかじめ外国人受給者一覧表等を外国人登録担当部門に提出し、外国人受給者の事実関係に変動があった場合には、速やかに、児童扶養手当の担当部門に通報する体制を確立する等、市（区）町村における事務処理体制にあった方法により、外国人登録担当部門との連携強化を図り、円滑・適正な事務処理に努めること。

3. 外国人が出国した場合の受給権に関する事項

(1) 再入国の許可を受けて出国する場合について

児童扶養手当の受給者である外国人が、出入国管理及び難民認定法第26条に規定する再入国の許可を受けて出国した場合は、当該外国人の受給権は消滅しない。

ただし、当該外国人が再入国の有効期間内に再入国しなかった場合には、出国した日をもって受給権は消滅する。

(2) 再入国の許可を受けずに出国する場合について

児童扶養手当に受給者である外国人が再入国の許可を受けずに出国した場合は、当該外国人の外国人登録原票が閉鎖される事由が生じた日（外国人登録証明書を入国審査官に返納した日）をもって受給権は消滅する。

4. 所得制限に関する事項

外国人に係る所得制限については、日本人の場合と同様その者の都道府県民税に係る前年（1月から6月までの月分については前々年）の所得の額を基礎として行う。

5. その他

広報紙を利用するほか地域の実態に即した方法により、制度の周知及び改正の内容について周知徹底を図ること。

VII. 職 権

○職権により処分できる範囲は、支給要件に該当していない事実が戸籍謄本等の公簿により確認できるとき(児童が18歳に達する日以後の最初の3月31日になった、受給者が老齢福祉年金以外の公的年金を受給している、等の場合)である。)職権の根拠は、支給要件に該当しない場合は、当然資格喪失となるのであって、申請に基づく資格喪失の場合と同様であり、法第4条に基づくものである。

○現況届の審査の時に公的年金受給や再婚などの実態が明らかに確認できた場合、資格喪失届の提出がなくても職権で資格喪失してよい。また、債権が発生している場合も同様に取り扱ってよいこと。[昭和55年児令第29号]

VIII. 債 権

○児童扶養手当返納金債権の管理の事務処理について[昭和61年会発第919号・児発第920号参照]

1. 督促について

(1) 督促の履行

歳入徴収官都道府県出納長(以下「歳入徴収官」という)は、返納金債権の全部又は一部が履行期限を経過してもなお履行されない場合には、債権者に対してその履行の督促をしなければならないが、当該督促が十分に行われていないところが見受けられるので、今後は、債権管理の基本である督促を履行すること。

(2) 督促の時期等

督促は、返納金債権の履行期限の経過後速やかに行うこととし、なおかつ収納とならない場合には、数次の督促を行うこと。

(3) 督促の方法

ア 文書督促

(1) 歳入徴収官事務規定(昭和27年大蔵省令第141号、以下「規定」という)第21条に定める第3号書式による督促状を送付すること。

(2) 督促状を送付するに当たっては、督促状発行伺により決裁をとること。

イ 口頭督促

訪問又は電話等による督促を行うこと。

(4) 督促後の事務処理

督促を行ったときは、債権管理簿又は督促整理簿にそのてん末等を詳細に記入しておくこと。

2. 時効の中断措置について

返納金債権は、公法上の債権であり、会計法(昭和22年法律第35号)第30条の規定により、5年間その権利を行使しないときは、時効により消滅することとなっている。当該返納金債権については、時効の中断措置がとられていないことが見受けられるので債権保全のため時効完成前に次のような時効の中断措置をとること。

なお、督促状の送付は、時効の中断とはならないので注意すること。

(1) 債務承認

返納金債権の債務者が、債務の存在を承認するような行為をすることによって

時効の中断が成立するので、次のような措置をとること。

ア 債務承認書の徴取

返納金債権が時効によって消滅するおそれがあるときは債務者から債務承認書を提出させ、債務の承認を行わせること。

イ 一部弁済

(7) 債務者が返納金債権の一部としての弁済であることを認めて弁済すれば、残額についての債務承認となりこれが時効の中断の効力を有することになること。

(4) 債務者から納入告知書又は納付書に記載された納付金額の一部について、直接に現金の納付の申出があったときには、収納機関である収入官吏又は出納員でなければ収納できないこととなっているので、各都道府県において収入官吏及び出納員を設置する必要が生じた場合は、雇用均等・児童家庭局を經由のうえ、大臣官房会計課長にその旨を申出ること。

(4) 収入官吏及び出納員を設置した場合で、納入告知書又は納付書の金額の一部につき納付があった場合には規程第9条に定める領収証書を交付することなく、収入官吏又は出納員の官職氏名を記載した一部弁済に係る領収証書を交付すること。

ウ 履行延期の特約等

履行延期の特約等を行った場合は、債務者の債務承認となるので、時効の中断の効力を有するものであること。

(2) 請求及び差押等

ア 請求

債務者に対して納入告知を行った返納金債権で、履行期限を経過したものについて数次にわたる督促を行ったのち、なお相当の期間を経過しても、その全部又は一部が履行されない場合には、訴訟による当該返納金債権に係る裁判上の請求は時効の中断の効力を有するものであること。

なお、裁判上の請求を行う場合には、債権管理総括機関大臣官房会計課（以下「債権管理総括機関」という。）に協議すること。

イ 差押、仮差押、仮処分

差押、仮差押及び仮処分も時効の中断の効力を有するものであること。

3. 履行延期の特約等について

(1) 債務者が無資力又はこれに近い状態にあるときなどには、履行延期の特約等を認めることができることとなっているので、返納金債権の債務者についてこれに該当するものがある場合には、履行延期の特約等による分割納付の措置を積極的

に行い、当該返納金債権の効率的な回収を図ること。

なお、履行延期の特約等を行う場合は、債権管理事務取扱規則（昭和31年大蔵省令第86号、以下「規則」という。）第34条に定める書式によること。

4. 債務者の現況把握及び債権の引継等について

(1) 債務者の資産状況等の把握

返納金債権の適正な管理を図るため、児童扶養手当担当課等と協力連携のうえ、債務者の資産及び所得の状況、家族構成等の把握に努め督促整理簿等に記入しておくこと。

(2) 債務者の住所変更に伴う届出

債務者が住所を変更する場合は、あらかじめ住所変更届を提出させ、現況の把握に努めること。

(3) 債務者の住所不明に伴う追跡調査

債務者が住所不明となった場合は、その不明になる直前に居住していた市町村、本籍地市町村、親族、縁者、知人、転居先市町村及び推定居住地区を管轄する警察署に照会を行い、転居先住所の追跡調査に努めること。

5. 歳入徴収官と児童扶養手当担当課等との連携及び協力体制の強化について

返納金債権の適切な保全及び効率的な回収を図るため、納入告知書及び督促状の送付、訪問督促、債務者の住所及び所得の状況の把握等の債権管理及び歳入徴収の事務においては、歳入徴収官と児童扶養手当担当課等との連携・協力を更に一層密にし、適正な債権管理及び歳入徴収の事務処理に万全を期すこと。

IX. プライバシーの保護

児童扶養手当は、その支給要件が離婚、遺棄、拘禁、事実婚の解消、未婚の母、事実婚の不存在等個人の秘密に属する事項に係わるため、受給資格の認定に当たっては、プライバシーの問題に触れざるを得ないところであるが、必要以上にプライバシーの問題に立ち入らないよう事務運営に当たって配慮するとともに、職務上知りえた個人の秘密を漏らすことは、地方公務員法によっても禁止されているところなので、かかることのないよう十分留意されたい。

特に、遺棄調書（昭和55年6月20日児企第25号通知）、未婚の母子の調書及び事実婚の解消に関する調書（平成10年6月24日児家第37号通知）の取扱いについては、プライバシーの保護に配慮するとともに、父の暴力を逃がれて家出した母子が、居所を知られたため父に暴力を受けるという事例もあるので、たとえ児童の父と云えども不用意に母子の居所等を漏らすことのないよう留意されたい。[昭和55年児企第46号]

X. 調査権

法第29条は、手当の公正な支給を図るため、行政庁が、その必要があると認めるときには、受給資格の有無及び手当の額の決定に必要な事項について確認するための行政庁の調査権を規定したものである。

調査権を行使できるのは、手当の受給資格の有無及び手当額の決定に必要な事項に関するものだけであって、その他のことを調査することはできない。また、法第4条の手当の支給要件に該当する者であっても、手当を請求しない者にまで調査権を行使することはできない。

また、行政庁による受給資格の有無等についての調査権は、受給資格者の権利関係に及ぼす影響が極めて大であり、これを濫用することは、厳に慎まなければならない。質問又は診断を行う職員は、自己の身分を明らかにする証明書を常に携帯し、関係人から提示を求められたなら、速やかにこれを提示しなければならない。

XI. 支払調整

○内払調整に基づく減額支給について [昭和37年児発第582号]

1. 内払調整について

手当が正当支払金額より多く支払われた場合は、法第31条の規定により、その後支払われるべき手当の内払とみなし、次期以降の支払期月の支払額を減額調整して差し支えないものであるが、かかる場合を例示すれば次のとおりである。

- (1) 支給開始年月を正当年月より前の年月と誤認した場合
- (2) 支給対象児童の数を多く誤認した場合
- (3) 一期支払額を多く誤算した場合
- (4) 減額改定の事由が発生したにもかかわらず、受給者が児童扶養手当額改定届を提出しなかったため、手当額の改定が行われなかった場合

2. 内払調整の事務処理

市等における内払調整の事務処理としては、受給資格及び手当額を誤認定した場合には、その処分を取消して是正し、又は新たな処分を行うこととなる。

☆解 説

内払調整は、手当の支給が継続しているとき以外に行うことができない。